

「日本国政府は登録型派遣を原則禁止すべきである」 否定側

担当者 上野・飯島

1 - 1 派遣という働き方を積極的に評価して選択する人が増えている

・派遣労働者の多くは「時間を有効に活用できる」「働く期間や時間を自分で決められる」「仕事の内容を選べる」「勤務地を自分で選べる」など、派遣を積極的に評価して選択している。

・「育児や介護のためフルタイムで働けない」「ダブルワークとして働きたい」「勉強や留学の資金準備をするため」などの事情で短期間・短時間等で就労を希望する者の受け皿になっている。

登録型派遣を禁止するとこのような人々の選択肢が狭くなる。

1 - 2 企業側のニーズ

企業が派遣社員を利用する理由として「一時的の繁忙期に対応するため」「人材の確保」などの理由があり、企業側にとっても派遣労働者は必要とされており、企業経営の活性化や効率化の面で重要な役割を果たしている。

登録型派遣を禁止すると企業の経営に支障をきたす恐れがある。

2 派遣は雇用の安定に貢献している

派遣社員として働く理由として、「正社員として働ける就職先が無かった」「就職活動のつなぎとして」といった答えも多く、派遣会社はこのような人々に就業の機会を提供している。

登録型派遣を禁止すると失業者が増加する恐れがある。

3 コンプライアンス（法令順守）の徹底

労働者派遣法など派遣労働者を保護する法律が定められているが、派遣労働者の中には法律で保護されているということを知らない者も多い。また、企業側も順守していないため実効性が弱い。このような労働者保護の法律を十分に周知させるとともに、企業側にもコンプライアンスの徹底を促すことで、派遣労働者の立場を保護することができる。

具体的例として、労働者派遣法では期間を超えて派遣先で雇用され続ける脱法行為に対する罰則がない。そのため派遣契約の期限である3年を越えて雇用し続ける場合、直接雇用を申し入れる義務がある（労働者派遣法40の5）が、期間従業員として雇用を継続するなどの脱法行為が行われている。このような行為を防ぐため罰則の整備を行うことが必要になる。

また、コンプライアンスの徹底のためには企業を監視する機関を設けるなどの制度を整備する事も有効だと考える。